

1 監査の対象

- (1) 総務部
- (2) 公平委員会事務局

2 監査実施期間 平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 7 月 1 日まで

3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

次長及び事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

総 務 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

収入事務

行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費の負担を求めている例が認められた。

(総務課)

※ 行政財産の目的外使用を許可した施設に附帯する電話等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として許可した使用者に対し、必要な経費の負担を求めるとされている。

本庁舎建物内の一部を事務室として使用を許可しているが、使用者に求めている必要な経費は電気料金のみとなっており、その他許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費の負担を求めている。

実態を正確に把握した上で、市の支払いに係る諸設備の使用の事実がある場合には、当該使用に係る経費の適正な負担を求めるようにすべきである。

いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

＜意見又は要望とする事項＞

1 行財政改革における補助金の見直しについて

本市においては、目指すべき将来の姿を定めた、新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき21プラン」の基本構想の具現化に向けた取組みを総合的・体系的にまとめた基本計画を平成28年度から5年間の期間として改定するとともに、基本計画を推進するための具体的な取組みを示した実施計画についても、期間を同年度から3年間として策定し、市民や事業者の方々との協働の推進をはじめ、より一層基本計画を推進するために必要となる行政内部の改善項目、いわゆる行財政改革として取り組むべき個別項目などを定めている。

それら項目のうち、アウトソーシングの推進や庁内組織機構の見直し、さらには補助金の見直しを含めた行政評価の実施などの取組みについては、総務部が担当又は一部担当することとされており、効果的で効率的な行財政運営を推進するためには欠かすことのできないものと認識する。

こうした中、昨年度の実施計画に位置付けられていた「補助金の見直し」について、その取組みなどを監査した結果、計画策定時に求められていた事業成果が認められない状況となっている。

「補助金の見直し」については、今年度の実施計画においても「行政評価の実施（事務事業の見直し）」として位置付けられ、補助金や使用料等を評価対象として既存の取組み効果を検証しつつ、事務事業の見直しを図ることとして継続されている。その経緯等を調べると、補助金の見直し方針については、庁内関係部の合議を得て平成25年2月に策定され、市民への公表も行っており、同年より見直しに向けた評価等の事務を実施する予定としていた。しかし、その後の実施段階において、補助金見直し事務を行うことによる復旧復興関連部署への事務負担の増加を強く憂慮し、当該事務は未着手のままとされている。既存の見直し方針を変更することなく、こうした状況が継続されていたことは、実施計画を総合調整する関係部署も含めた組織的な連携が十分に図られていないことに起因するものと判断せざるを得ない。

このことから、総務部においては、「補助金の見直し」の趣旨を再認識され、これまでの経緯等を踏まえて、関係部署との緊密な連携を図りながら、適時適切な対応を講じられることを望むものである。

言うまでもなく地方自治体の運営には、住民福祉の向上に努めることとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められており、行財政改革は財政面での効率性や経費節減、さらには行政サービスの質を向上させることを目的として行われるものであることから、担当部署はもとより進捗管理を行う部署においても取組み状況と評価を不断に検証し、より効果的で効率的な行財政運営が推進されるよう期待するものである。

2 私有自動車使用時における市内旅費等の取扱いについて

市職員が公務のために市内を旅行する場合には、主に公用車を使用することになるが、公用車が職場に配備されていない等の理由により、路線バス等の交通機関を利用した場合には、「市職員等の旅費に関する条例」及び「市職員の日額旅費の支給に関する規則」に基づき、旅行に要した運賃実費額を旅費として支給している。また、公務の遂行が自動車を使用しなければ困難であるが、公用車の使用が不能な場合に限り私有自動車の使用が認められており、その旅費については、同条例の規定に基づき、路程距離（※）に応じ1キロメートルあたり37円を車賃として支給している。しかし、条例や規則に規定していない取扱いとして、私有自動車を使用する場合にあっても、目的地までの区間に交通機関が運行されている場合には、それらを利用したものとして旅費を算定する運用を昭和43年に定め、以降同様に運用している状況にある。

この取扱いを定めた当時は、公用車の保有台数が少なく私有自動車を使用せざるを得ない状況が背景にあったが、交通機関の運賃を旅費とするに至った経緯については、当時は路線バスの系統数が現在と比べ市内各地に網羅されており、目的地までの区間に交通機関が整備されていることが多かったことから、実際に公務に要した私有自動車の路程距離を地図上で計測し旅費を算定する作業と、交通機関を利用した場合の運賃の旅費算定の作業とを比較衡量し、事務負担の軽減と効率化を図るために定められたとのことである。

しかし、現在、この取扱いは実態に即しておらず、とりわけ公用車の配備がない保育所や幼稚園等の出先機関の一部においては、勤務時間との関係で私有自動車による旅行が主流となっているものの、実際には利用していない交通機関の運賃を旅費として算定せざるを得ない現状を鑑みると、実態でないがために算定誤りが発生する可能性も否めない状態にある。

さらに、私有自動車使用におけるもう一つの課題として、公務中に交通事故が発生した際の損害賠償等に係る市と職員の責任の所在を含めた基準等が定められていないため、実態は職員個人が加入している自動車保険にて対応している状況となっている。

これらのことから、私有自動車使用時における旅費の算定については、取扱いを定めた当時と比べ、路程距離の計測は電子地図で容易に確認することが可能となっており、事務負担も大幅に軽減されるものと思料されることから、実態に即した私有自動車使用の旅費支給とすべく、県や他市の取扱いを十分に調査する等により算定方法を見直すとともに、職員が安心して公務を遂行できるよう、私有自動車使用時における事故発生に係る市としての損害賠償基準等を早急に整備するなど、公務に係る旅行の事務取扱いが、市民に対し十分に説明責任が果たせる制度となることを望むものである。

※ 路程距離：実際に走行した距離

（職員課）

公平委員会事務局

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められた。